



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

Health  
Promotion

令和8年度  
学校健康教育必携

埼玉県教育委員会

# 第 2 章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進

IV 各分野の最新動向や現代的健康課題への対応、実践事例等

1 生命（いのち）の安全教育

2 実践事例：地域学校保健委員会の実践報告

3 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査

4 学校事故対応に関する指針【改訂版】概要

5 実践事例：ICTを活用した学校における食育の実践

## Ⅱ 学校安全の推進 ～学校安全の体系～

学校安全は、健康教育の3つの柱の1つに位置付けられ、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の領域は「**生活安全(防犯)**」「**交通安全**」「**災害安全(防災)**」の3つの領域に整理されるが、近年ではスマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害やテロ、弾道ミサイルといった従来想定されていなかった**新たな危機事象**についても柔軟に対応し、学校保健や生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。

学校保健

学校健康教育

学校給食

(食育)

学校安全

学校安全の3領域

生活安全(防犯)

交通安全

災害安全(防災)

新たな危機事象

・ スマートフォン、SNSの普及に伴う犯罪被害

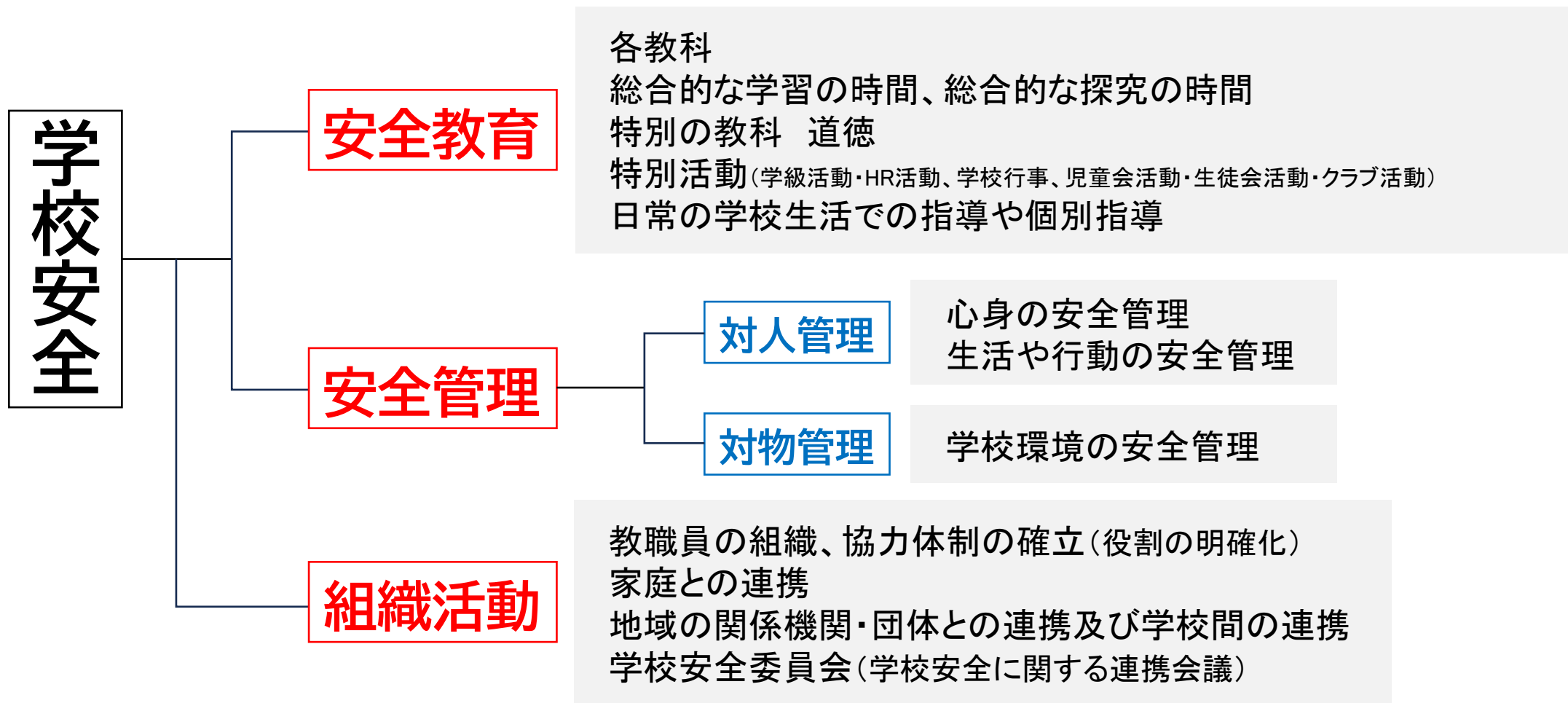
・ 学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等

などにも柔軟に対応することが必要

+

# II 学校安全の推進 ～学校安全の体系～

学校安全の活動は、「安全教育」と「安全管理」から構成されており、相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。  
「安全教育」は、地域の実態や児童生徒の発達段階を考慮して、各学校の特色を生かした教育課程を編成・実施することが重要である。  
「安全管理」は、事故の要因となる環境や児童生徒の行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒の安全の確保を目指して行われるものである。  
また、「安全教育」と「安全管理」を効果的に進めるためには、これらの活動を学校の「組織活動」の中に具体的に位置づけることが重要である。



# Ⅱ 学校安全の推進 ～根拠法令～

学校安全に関する内容は、主に**学校保健安全法**に定められている。  
また、国は、第3条に記載のある責務として、「**第3次学校安全の推進に関する計画**」を進めているところである。

## 【学校保健安全法】(昭和33年法律第56号)平成21年4月1日施行

### 第1章 総則

#### 第3条(国及び地方公共団体の責務)

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定  
その他所要の措置を講ずるものとする。

→ 「**第3次学校安全の推進に関する計画**」(令和4年3月25日閣議決定)

### 第3章 学校安全 ※要約

#### 第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

○**学校の設置者**は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第27条(学校安全計画の策定等)

○**学校においては**、当該学校の施設及び設備の**安全点検**、児童生徒等に対する**通学**を含めた学校生活その他の**日常生活における安全に関する指導、職員の研修**その他学校における**安全に関する事項について計画(学校安全計画)**を策定し、これを実施しなければならない。

#### 第28条(学校環境の安全の確保)

○**校長**は、当該学校の**施設又は設備**について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために**必要な措置を講じ**、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る。

#### 第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

○学校においては、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた**危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)**を作成するとともに、校長は、**職員に対する周知、訓練の実施**その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第30条(地域の関係機関等との連携)

○学校においては、児童生徒等の**保護者との連携**を図るとともに、地域の实情に応じて、**警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携**を図るよう努めるものとする。

## Ⅱ 学校安全の推進 ～根拠法令～

学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに策定する「学校安全の推進に関する計画」に定められている。現在は 第3次計画の期間であり、その期間は令和4年度から令和8年度までの5年間である。各学校では、この計画に基づき「安全教育」および「安全管理」並びに「組織活動」を推進していくことが重要である。

### 【第3次学校安全の推進に関する計画】(令和4年3月25日閣議決定)

#### 目的(目指す姿)

- 1 児童生徒等が自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 2 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロにすること
- 3 学校管理下における児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

#### 基本的な方向性

- 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しサイクルの構築
- 地域の多様な主体と連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策の推進
- 実践的・実効的な安全教育の全国的な推進
- 地域の災害リスクを踏まえた防災教育・訓練の実施
- 事故情報などのデータを活用し、学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る

文部科学省HP:[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1416715.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm)



# Ⅱ-1 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

## (知識・技能)

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

## (思考力・判断力・表現力等)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

## (学びに向かう力・人間性等)

安全に関する様々な課題に関心を持ち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より



# Ⅱ-1 安全教育

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して**学校の特色を生かした目標**や**指導の重点**を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

## 【各発達段階における安全教育の目標】

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

### (1)小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

### (2)中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

### (3)高等学校

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

### (4)特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを旨とする。

# Ⅱ-1 安全教育

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

## 【安全教育の評価の観点】

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

### （安全教育）

- 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- 現在および将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

### （指導計画）

- 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
- 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- 安全管理との連携が図れているか。
- 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- 指導の内容や方法に課題はないか。
- 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

# Ⅱ-1 安全教育 (1) 生活安全

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

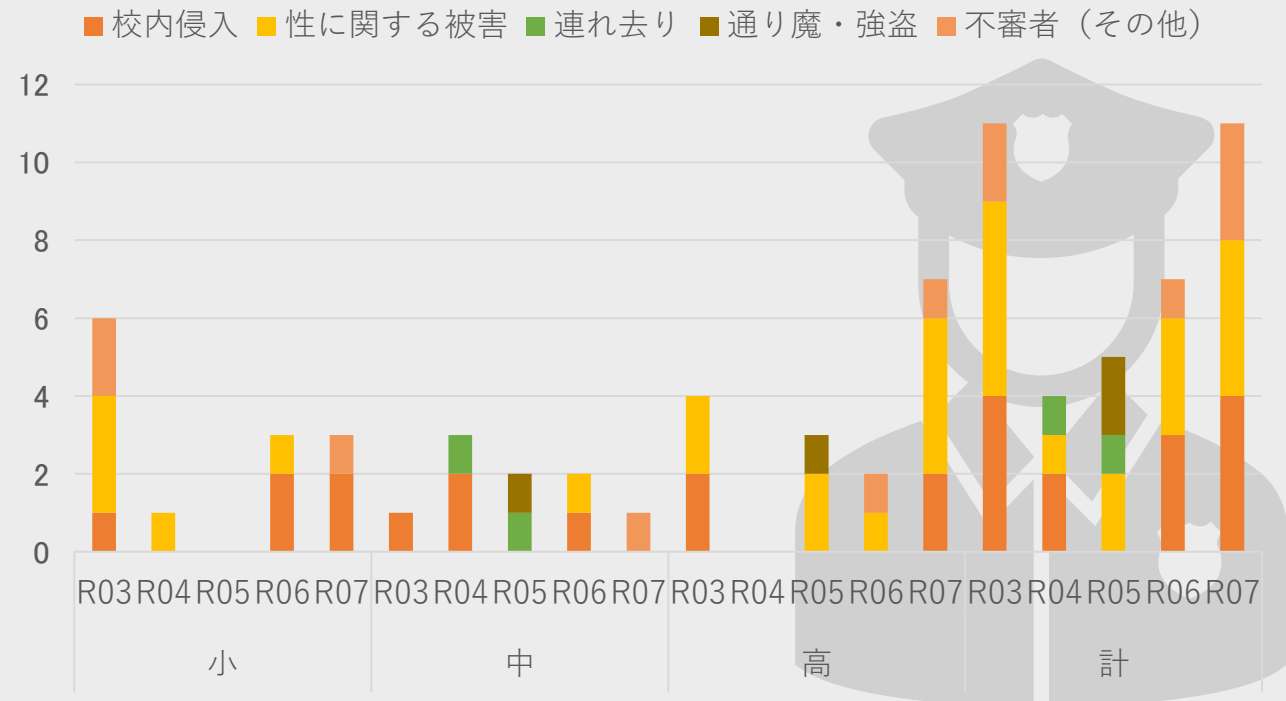
- ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑤ 消防署や警察署など関係機関の働き

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【現状と課題】

- 生徒被害には至っていないものの、不審者による校内侵入事案が依然として多い状況であり、学校には**3段階のチェック体制の徹底（安全管理）**が求められる。
- 性に関する被害については、登下校中、私用中ともに発生しており、引き続き、**児童生徒自身の防犯意識を高める教育**が必要。

不審者被害件数の推移（※R8.2.27時点）



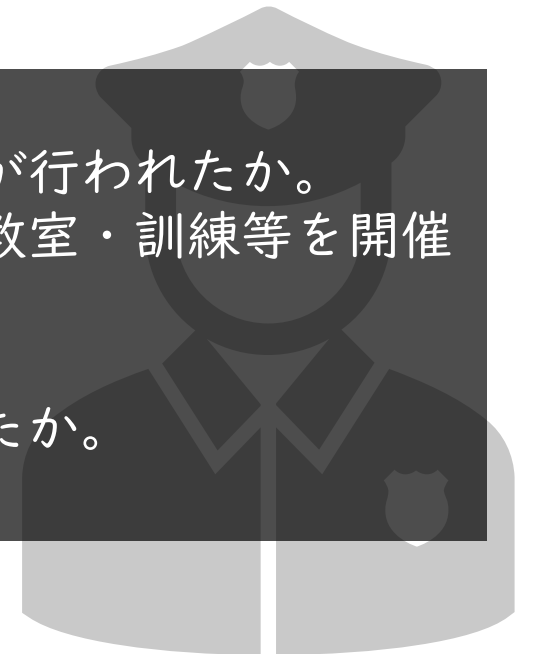
## Ⅱ-1 安全教育 (1) 生活安全

### 【対策】

- 児童生徒の発達段階に応じた生活安全(防犯)教育を学校安全計画に位置付け、指導時間を確保する。
- 警察等、防犯の専門家による指導や、ロールプレイング・地域安全マップ作りなど、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような指導の工夫をする。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・訓練等を実施するなどし、地域による見守り体制を強化する。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、防犯意識の向上を図る。

### 【評価】

- 生活安全(防犯)教育が学校安全計画に位置付けられ、定期的な見直しが行われたか。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・訓練等を開催できたか。
- 地域安全マップ作り等、子供の視点を加えた安全教育を実施できたか。
- 警察等、防犯の専門家と連携した実践的・実効的な安全教育を実施できたか。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、防犯意識の向上を図れたか。



## 【文部科学省×学校安全HP】

### 児童や教職員を脅かす事案の連続発生



大阪 西成区 小学生を故意にはねたか 容疑者の鑑定留置始まる



東京 立川 小学校で児童の母親の知人2人が暴れ教職員5人けが



埼玉 小学生ひき逃げ事件 飲酒運転の発覚免れようと逃走か



福岡 筑紫野 小学生の列に74歳女性が運転の車衝突 1人大けが

出典：NHKニュース



文部科学省×学校安全HP:<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

## 【埼玉県警作成動画】



さすまたの使い方:  
<https://youtu.be/BKlUo3uL4?si=dqExO9KRuuL8KKHh>



# Ⅱ-1 安全教育 (2) 交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。

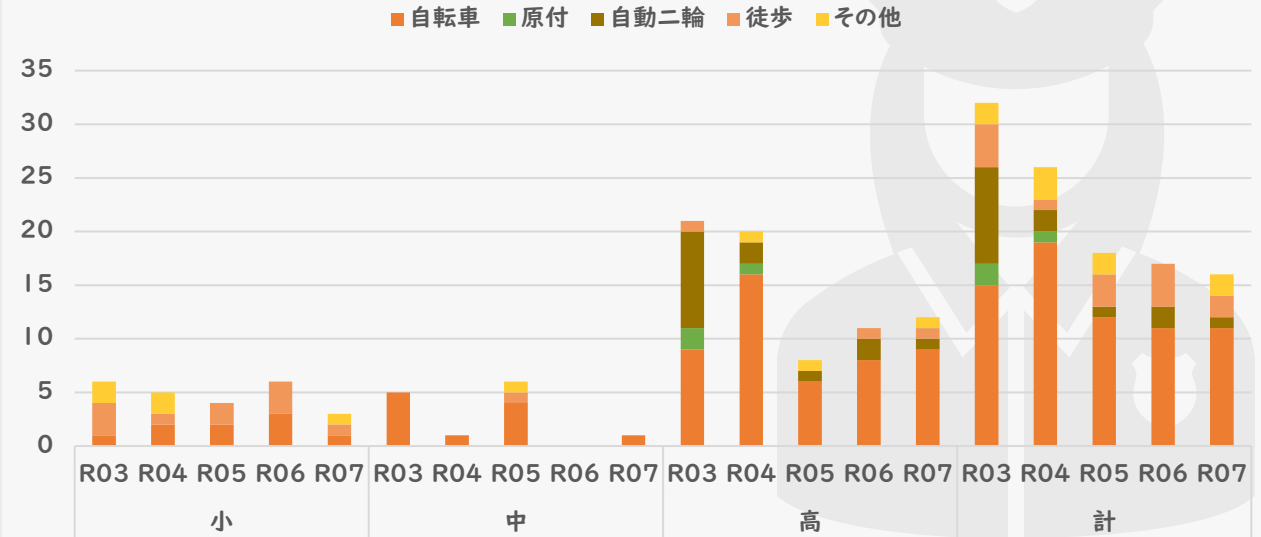
- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題(運転者の責任)、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【現状と課題】

- 全体の事故件数としては減少傾向にあるが、近年は下げ止まりである。
- 高校生の自転車事故が全体の半数以上を占める。
- 警察のデータによると、中高生の自転車事故者のうち、約8割に何らかの法令違反がある。

重大事故件数の推移 (※R8.2.27時点)



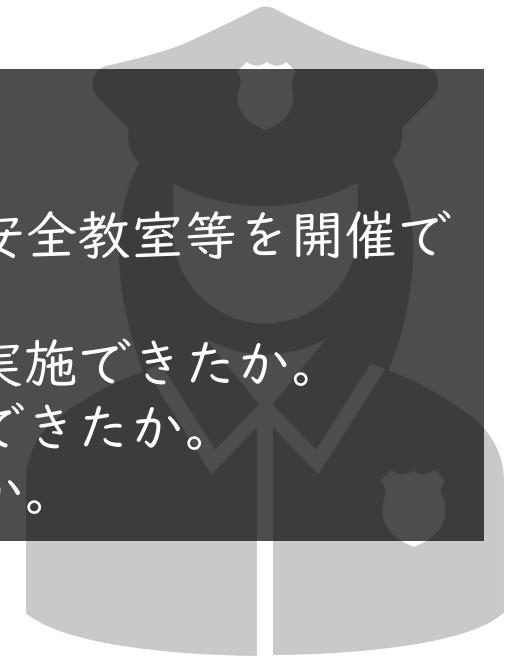
## Ⅱ-1 安全教育 (2) 交通安全

### 【対策】

- 児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を学校安全計画に位置付け、指導時間を確保する。
- 警察等、交通安全の専門家による指導や、ICTを活用した危険予測学習・地域安全マップ作りなど、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような指導の工夫をする。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する交通安全教室等を実施するなどし、地域による見守り体制を強化する。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、防犯意識の向上を図る。

### 【評価】

- 交通安全教育が学校安全計画に位置付けられ、定期的な見直しが行われたか。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する交通安全教室等を開催できたか。
- 危険予測学習や地域安全マップ作り等、子供の視点を加えた安全教育を実施できたか。
- 警察等、交通安全の専門家と連携した実践的・実効的な安全教育を実施できたか。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、交通安全意識の向上を図れたか。





# II-1 安全教育 (3) 災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水(雪)害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【現状と課題】

- 地震や火災についての防災教育は、ほぼ全ての学校で行われているが、弾道ミサイルなど新たな危機事象についての取組も必要である。
- 避難訓練については、家庭や地域、関係機関と連携した取組を一層推進していくことが重要である。

	どのような防災教育を行っているか				
	小学校	中学校	高校 全日制	高校 定・通	特別支援 学校
地震	100.0%	99.4%	100.0%	96.2%	100.0%
突風・竜巻・雹	54.4%	41.3%	20.1%	23.1%	27.3%
大雪	19.1%	16.8%	8.2%	7.7%	12.7%
大雨・豪雨・雷	61.2%	55.6%	30.6%	38.5%	47.3%
土砂災害	26.7%	25.6%	14.9%	15.4%	9.1%
火災	97.0%	92.3%	97.8%	92.3%	96.4%
弾道ミサイル	33.5%	21.9%	15.7%	15.4%	20.0%

令和7年度健康教育実践状況調査より

	関係機関と連携した避難訓練の実施率				
	小学校	中学校	高校 全日制	高校 定・通	特別支援 学校
自校のみ	25.4%	45.3%	14.2%	30.8%	7.3%
他の学校と	16.5%	17.7%	1.5%	3.8%	21.8%
保護者と	52.3%	17.9%	0.7%	0.0%	30.9%
地域と	17.6%	10.3%	3.7%	3.8%	3.6%
消防署と	47.6%	35.3%	83.6%	69.2%	80.0%
県や市町村と	12.3%	8.8%	3.7%	0.0%	3.6%

令和7年度健康教育実践状況調査より

## Ⅱ-1 安全教育 (3) 災害安全

### 【対策】

- 児童生徒の発達段階に応じた災害安全(防災)教育を学校安全計画に位置付け、指導時間を確保する。
- 消防等、災害安全(防災)の専門家による指導や、余震を想定する等した実効性のある避難訓練の実施など、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような指導の工夫をする。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防災訓練等を実施するなどし、地域との連携を強化する。
- 発災時の児童生徒の引き渡し方法等、家庭との共通理解を図る。
- 災害情報などのデータを職員間で共有し、防災意識の向上を図る。

### 【評価】

- 災害安全(防災)教育が学校安全計画に位置付けられ、定期的な見直しが行われたか。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防災訓練等を開催できたか。
- 発災時の児童生徒の引き渡し方法等について、家庭との共通理解を図れているか。
- 避難訓練の実施時には、教職員と児童生徒がそれぞれ振り返りを行い、子供の視点を加えた安全対策を実施できたか。
- 消防等、災害安全(防災)の専門家と連携した実践的・実効的な安全教育を実施できたか。
- 災害情報などのデータを職員間で共有し、交通安全意識の向上を図れたか。

# Ⅱ-1 安全教育 (3) 災害安全 —活用できる教材例—

## 【文部科学省×学校安全HP】

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

### 水害に備えた防災教育 (マイ・タイムラインの活用について)

**【マイ・タイムライン】**  
とは、台風や前線が発生し大雨となり、川が氾濫するまでに、「いつ」「だれが」「なにを」しておけばいいのかを前もって考えておくことで、落ち着いて安全に避難することを目的に、各自で作成する防災行動計画です。

**学校の防災教育での活用**



文部科学省×学校安全HP:  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

## 【埼玉県教育委員会作成\_避難訓練の見直し】

R4.3.25付け文科省通知「第3次学校安全の推進に関する計画」より一部抜粋  
また、避難訓練については、例えば、大地震の発生を想定した訓練では、**余震等を伴うこと**を訓練で再現しているか、**高確率で停電が発生すること**を想定して校内放送を使用しない訓練を行っているか、悪天候時や揺れの渦中など**校庭に集合することが合理的ではない場合**を想定して訓練を行っているかなど、学校現場における訓練が現実的なものとなっていないことが指摘されている。

避難訓練の見直し 避難訓練の見直し 避難訓練の見直し

避難訓練の見直し:  
<https://youtu.be/004Ik-La50g>



# Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 ア 学校環境

学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようによることである

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

## 【学校保健安全法】

### 第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

学校の設置者は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第27条(学校安全計画の策定等)

学校においては、**当該学校の施設及び設備の安全点検**、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画(学校安全計画)を策定し、これを実施しなければならない。

### 第28条(学校環境の安全の確保)

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その**改善を図るために必要な措置を講じ**、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る。

## 安全管理の対象

外部との接点が多いことにも注意



運動場、プール等の体育施設、倉庫etc



教室、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館、寮、寄宿舍etc

# Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 ア 学校環境

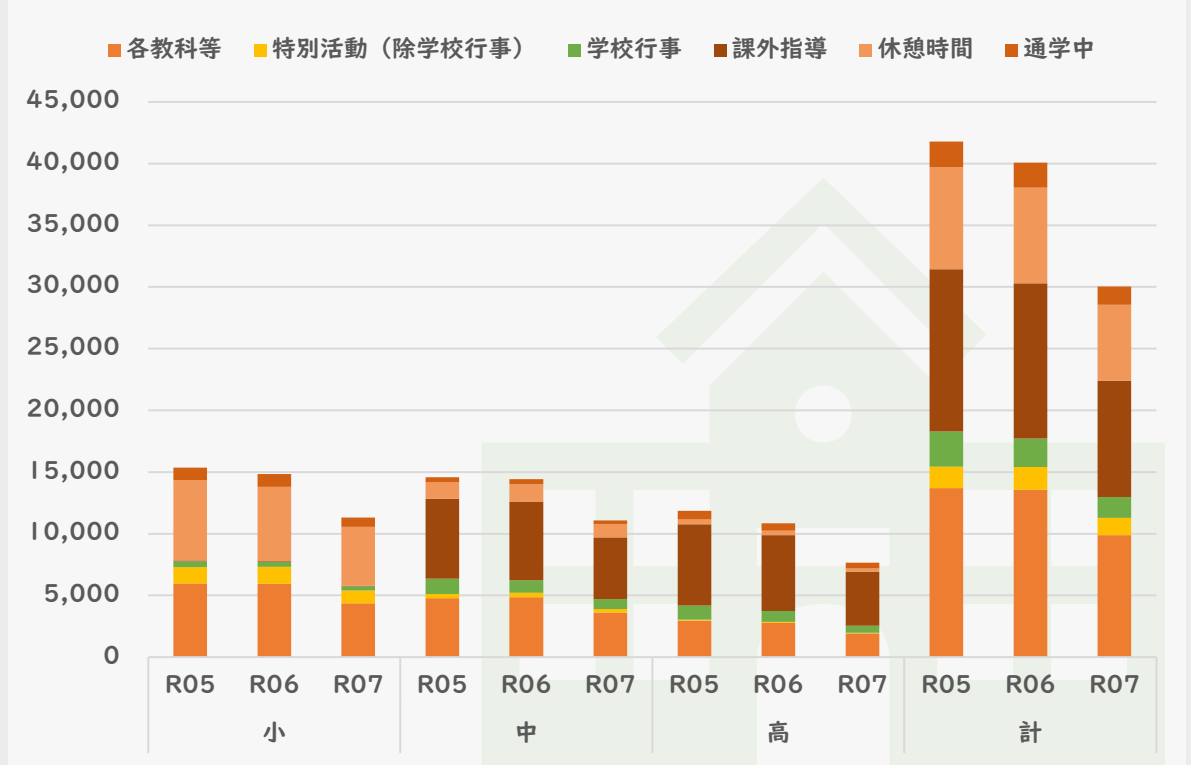
学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようによることである

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【現状と課題】

- 各教科等での事故発生件数は、小学校が最多で、中学校、高等学校と少なくなる。
- 小学校では、休憩時間中の事故が多発。
- 中学校・高等学校では、課外指導中（主に部活動）の事故が多くなる。
  
- 各校種における事故発生の傾向を十分に把握し、児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見、未然防止の措置をとることが重要である。

### 学校における負傷等の事故発生状況：埼玉県



出展：独立行政法人日本スポーツ振興センターより ※R7はR8.2月末の数値

全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場면을抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

※文部科学省『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

## 【対策】安全点検の適切な実施と改善措置

### 【学校保健安全法施行規則】

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、**毎学期一回以上**、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、**臨時に、安全点検**を行うものとする。

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について**日常的な点検**を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等
定期の安全点検	・毎学期1回以上
臨時の安全点検	・学校行事の前後 ・暴風雨、地震等の災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪発生時 など
日常の安全点検	・毎授業日ごと

事故につながる行動をしていないか

危険につながる 機器・設備は 変化がないか 安全な状態にあるか

実際に使用する児童生徒の視点を加える



効果的に**安全点検**を推進するための**ノウハウ集**

専門家の活用  
デジタル技術の活用  
地域等との連携

文部科学省

全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場면을抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

※文部科学省『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

## 【対策】不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の徹底

### 不審者侵入防止のための3段階の観点

- ① 校門(正門・裏門)の管理  
施錠管理、利用課所・利用時間の指定、来訪者向けの案内 など
- ② 校門から校舎入口までの動線の指定  
受付の案内、通行場所の指定、死角の排除 など
- ③ 校舎入口での受付管理  
入口・受付の指定、名簿・受付簿の記載、名札の着用 など

文部科学省×学校安全HP:  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2024-04/index.html>



# Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 イ 学校生活

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

## 【対策】各時間の特徴に応じて適切な措置をとる



休み時間

- 施設や設備に不備や危険はないか
- 不備のあるものや場所には、使用禁止等が明示されているか
- 事故につながる行動をしていないか  
etc



部活動

- 参加人員およびその健康状態が把握され、活動状況に危険はないか
- 活動時刻、場所に無理や危険はないか
- 用具や設備に、不備や危険はないか
- AEDは正常に使用可能な状態か  
etc



授業時

- 授業時はもとより、授業前から児童生徒の心身状態の把握に努めているか
- 教材、用具の整備がされており、その使い方について児童生徒によく理解させているか
- 個に応じた適切な配慮がなされているか  
etc



給食時

- 食事を運搬する方法・経路に危険はないか
- 配膳する時の取扱いに危険はないか
- 食物アレルギーへの対応について、各学校のマニュアルに従った対応をしているか  
etc

# Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 イ 学校生活

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

**【対策】事故統計や事故事例等を活用し、事故の発生状況や原因・関連要因等を把握する。**

The screenshot shows the JAPAN SPORT COUNCIL website. The header includes the logo and navigation links for Japanese and English. Below the header, there are navigation tabs for 'Home', 'Disaster Relief Payment', 'Accident Prevention', 'Publications', and 'Notice'. The main content area features a banner with a group of smiling children in school uniforms against a mountain background. The text on the banner reads: '子どもたちの元気な笑顔を守るために。' (To protect the bright smiles of children). Below the banner, there is a paragraph of text: '独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校、保育所等の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行っています。' (The Japan Sports Promotion Center provides disaster relief payments (medical expenses, disability allowances, or death allowances) for disasters occurring under the management of compulsory education schools, high schools, advanced vocational schools, kindergartens, integrated kindergarten and childcare facilities, and advanced vocational schools, childcare centers, etc.). A button labeled '災害共済給付について' (About Disaster Relief Payment) is visible in the bottom right corner of the banner area.

The graphic is titled '学校等事故事例検索データベース' (School Accident Case Search Database). It features an illustration of two children playing soccer. The text on the graphic states: '災害共済給付がなされた9,562件の死亡・障害事例を検索できます' (You can search for 9,562 cases of death and disability where disaster relief payments were made).

The callout box has a green background and a hand icon pointing to the text. The text reads: 'ここがポイント！ / 統計データに基づいた正しい事故防止対策ができる！' (This is the point! / You can implement the correct accident prevention measures based on statistical data!).

日本スポーツ振興センターHP:  
<https://www.jpnsport.go.jp/azen/Default.aspx>

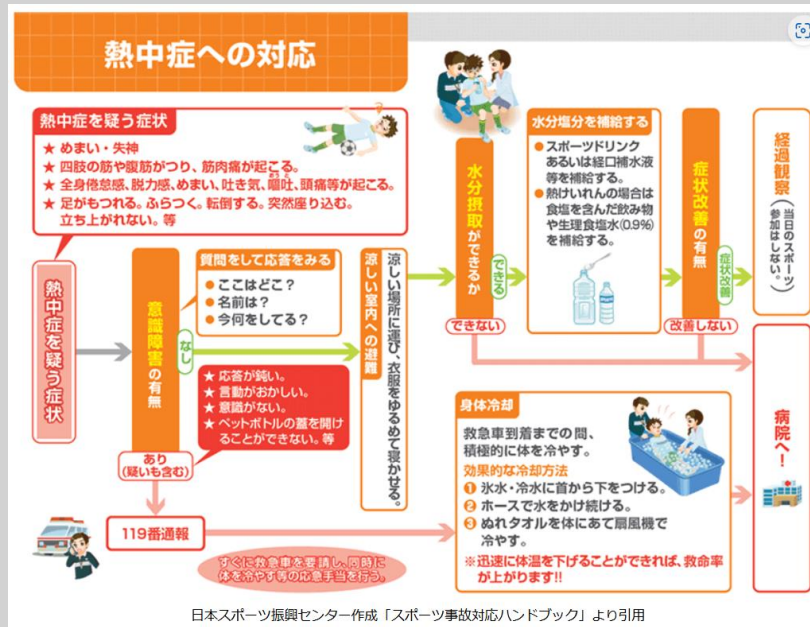


# Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 イ 学校生活

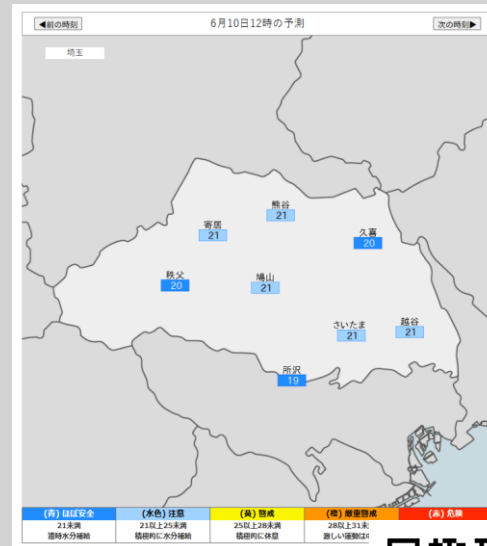
学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【対策】熱中症への対応



熱中症発生時の対応を明記するとともに、発生予防のため、**活動場所での暑さ指数(WBGT)**を常に把握することが重要。



文部科学省×学校安全HP:  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



環境省HP:  
[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_dat\\_a.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_dat_a.php)



# Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 ウ 通学

児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を図り、取り組むことが重要である。

学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととするとともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努めることが求められている。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【対策】安全な通学方法の策定・実施

### 【学校保健安全法】

#### 第27条(学校安全計画の策定等)

学校においては、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画(学校安全計画)を策定し、これを実施しなければならない。

- 警察や地域ボランティア等の関係者と協議して、可能な限り安全な通学路を設定する。
  - 交通事故の発生状況
  - 不審者被害の発生状況 など
- 定期的に通学路の安全点検を行い、児童生徒が1人になる区間や危険個所を関係者と共有する。
- 自転車での通学では、道路交通法の順守やヘルメットの着用、車両の整備等について、児童生徒への指導を含めて安全管理を行う。
- 登下校中に災害等が発生した場合は、自宅か学校の安全で近い方へ向かうことを保護者と学校で共通理解を得ておく。
- 地域安全マップ作りなど、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような取組を行い、危険予測及び回避能力を身につけさせ、安全教育と安全管理を一体的に行う。

## Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理

### 【評価】

#### □ 学校環境の安全管理

- 学校安全計画や危機管理マニュアルは、適切に機能するよう見直しを行ったか。
- 安全点検を確実に実施し、適切な改善措置を行ったか。
- 不審者侵入防止3段階のチェック体制が適切に機能するよう整備されているか。
- AEDは正常に使用可能な状態で、利用者に所在がわかりやすいようになっているか。

#### □ 学校生活の安全管理

- 全ての教育活動を通して、その時間の特徴に応じた安全管理体制がとられているか。また、教職員の共通理解が得られているか。
- 夏場においては、暑さ指数(WBGT)を把握した上で適切に活動しているか。
- スポーツ振興センターの学校等事故事例データベースなどを活用し、全国の発生事例を参考に対策を講じているか。

#### □ 通学の安全管理

- 通学路を定期的に点検し、危険個所の把握に努めているか。
- 通学路安全点検の結果を保護者や地域に共有するなどし、学校・保護者・地域が連携した見守り体制がとられているか。
- 交通事故発生状況や不審者被害発生状況などを活用し、学校周辺の危険個所等を把握するとともに、児童生徒に周知しているか。
- 自転車通学については、道路交通法の順守やヘルメットの着用など、具体的な指導を行っているか。

# Ⅱ-2 安全管理 (2) 事故の発生に備えた安全管理

事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【現状と課題】

### 【学校保健安全法】

#### 第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

○学校においては、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた**危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)**を作成するとともに、校長は、**職員に対する周知、訓練の実施**その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

- ❑ 危機管理マニュアルは全ての学校で作成されているが、より実効性のあるものとするため、学校・地域の実情に合わせて絶えず見直しを行うとともに、有事に職員が適切な対応をとれるように、訓練の実施などを通じ、全職員で共通理解をはかる必要がある。

危機管理マニュアルに記載している事項

	小学校	中学校	高校 全日制	高校 定・通	特別支援 学校
交通事故発生時の対応	99.7%	100%	99.3%	100%	98.2%
地震	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
突風・竜巻・雹	85.8%	81.8%	97.8%	100.0%	98.2%
大雪	49.5%	48.1%	50.0%	46.2%	32.7%
大雨・豪雨・雷	90.0%	88.3%	100.0%	100.0%	100.0%
火災	94.1%	94.0%	77.6%	73.1%	85.5%
土砂災害	41.4%	40.7%	55.2%	61.5%	34.5%
弾道ミサイル	69.0%	63.5%	100.0%	96.2%	98.2%
新たな危機事象 (インターネット上の犯罪等)	44.0%	44.2%	39.6%	38.5%	30.9%
熱中症への対応	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.2%
地域での不審者情報	81.1%	80.3%	59.0%	53.8%	43.6%
学校への犯罪予告	39.3%	38.7%	38.1%	23.1%	12.7%
傷病の発生	82.0%	84.0%	78.4%	69.2%	76.4%
急病等による心肺蘇生	77.7%	78.3%	70.1%	65.4%	69.1%
学校給食時等の食中毒、異物混入等	71.3%	62.1%	22.4%	30.8%	52.7%
学校給食や教材によるアレルギー、 アナフィラキシー	88.0%	80.6%	41.8%	61.5%	80.0%
学校への不審者侵入	100.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和7年度健康教育実践状況調査より

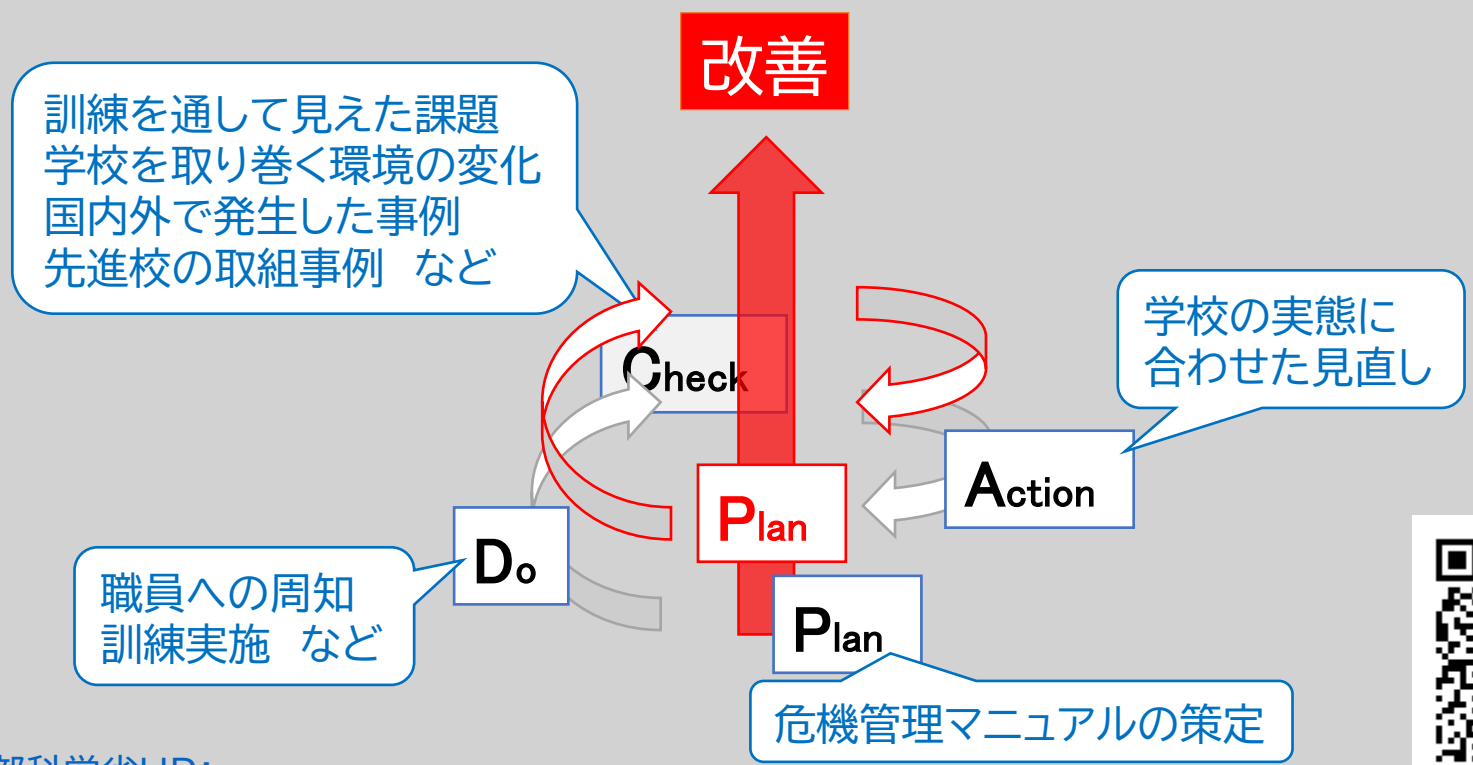
# Ⅱ-2 安全管理 (2) 事故の発生に備えた安全管理

事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【対策】危機管理マニュアル見直しのPDCAサイクル



文部科学省HP:  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1401870\\_00002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm)



子供たちの命を守るために

学校の「危機管理マニュアル」等の  
**評価・見直し  
ガイドライン**

文部科学省

## Ⅱ-2 安全管理 (2) 事故の発生に備えた安全管理

### 【評価】

- 様々な事象に対する危機管理マニュアルの作成・見直しが行われているか。
  - 交通事故発生時の対応
  - 地震・火災・大雨・土砂災害といった自然災害
  - スマートフォン、SNSの普及に伴う犯罪被害やテロ、弾道ミサイルといった新たな危機事象
  - 傷病の発生、食中毒やアレルギー、アナフィラキシー
  - 学校への不審者侵入      etc
  
- 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるよう、研修や訓練を行ったか。
  - 有事の際の情報伝達体制（教職員・児童生徒・警察・消防・教育委員会・近隣学校etc）
  - 校外学習等を行う際には、児童生徒への事前指導を十分実施するとともに、危機管理体制が十分機能するよう、教職員の役割分担等を行う。
  - 事故現場や医療機関に教職員を派遣するとともに、関係機関や保護者等への連絡を素早く行う。
  - 事故現場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて119番通報を行うとともに、他の教職員の応援を求める。      etc
  
- 事故発生時には、5WIH（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）に基づき、正確な情報を得ることが周知されているか。

## Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 ー安否確認ー

危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。  
また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。  
さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

### 【安否確認の留意点】

- 児童生徒が学校内にいる場合、負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、児童生徒の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、ICTを活用する等、連絡・通信手段の複線化を図っておく。



## Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 ー引渡しー

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。校長は、緊急の対応を実施することを全ての教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切である。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要である。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

### 【引渡しの留意点】

- 引渡しの判断基準を決めておく。
  - 通学路に被害が発生していないか。
  - 地域の被害が拡大するおそれがないか。
  - 下校の時間帯に危険が迫っていないか。
  - 引き渡す保護者にも危険が及ばないか。
- 「引渡しカード」を活用して、引渡し訓練を実施するなど、児童生徒及び保護者と共通理解をはかっておく。
- 家庭の状況により、保護者の帰宅が困難になる児童生徒については、学校に留め置くなど事前に協議し確認をしておく。



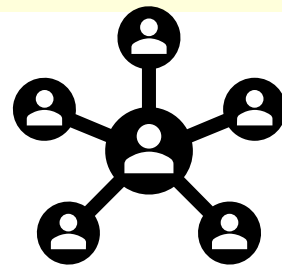
## Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 一避難所としての対応一

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策(運営体制、避難所としての施設の使用について等)に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営ができる状況をつくっておくことが重要である。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

### 【避難所としての対応の留意点】

- 児童生徒が在校している場合
  - 児童生徒の安全の確保を第一に対応する。
- 児童生徒が在校していない場合
  - 児童生徒の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務を優先する。
- 学校施設が避難所となる場合には、各自治体の防災担当部局等と教職員が協力できる内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備しておくことが重要である。



# Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 ー調査・検証・報告・再発防止ー

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。  
「学校事故対応に関する指針」(文部科学省 平成28年3月(令和6年3月改訂)、以下「指針」という)では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめている。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて対応することが重要である。具体的に、学校設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

## 【対象となる事故の種別】

- 学校管理下(登下校時含む)における
  - 負傷・疾病
  - 交通事故
  - 熱中症
  - 不審者被害
  - 暴力被害
  - 性に関する被害
  - 自然災害による被害
  - 水難事故・山岳事故



## 【報告対象】

- 左記の事故のうち、以下の状況のいずれかに当てはまる場合、速やかに報告をする
  - 死亡事故
  - 意識不明(ICUに入る等を含む)
  - 身体の欠損(歯を含む)
  - 身体機能の喪失
  - 治療に関する期間が30日以上の負傷や疾病

【基本調査】および【詳細調査】の実施の判断は学校の設置者が行う。

## Ⅱ-3 組織活動 (1) 学校における体制整備

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。

併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

### 【学校における体制整備の留意点】

#### □ 校内の協力体制

- 学校安全の中核となる教職員を校内分掌で明確化する。
- 危機管理マニュアルに全ての教職員が果たすべき役割を明確化する。
- 職員会議、学年会、校内研修会等、あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚を図られるようにする。

#### □ 教職員研修の実施

- 教職員が学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識するよう、学校や地域の実態に即した実践的な研修を実施する。
- 県主催の研修会等に参加した教職員は、提供された情報を校内で伝達・活用する。



## Ⅱ-3 組織活動 (2) 家庭・地域・関係機関との連携

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。

併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

### 【家庭・地域・関係機関との連携の留意点】

#### □ 学校安全推進のための連携体制づくり

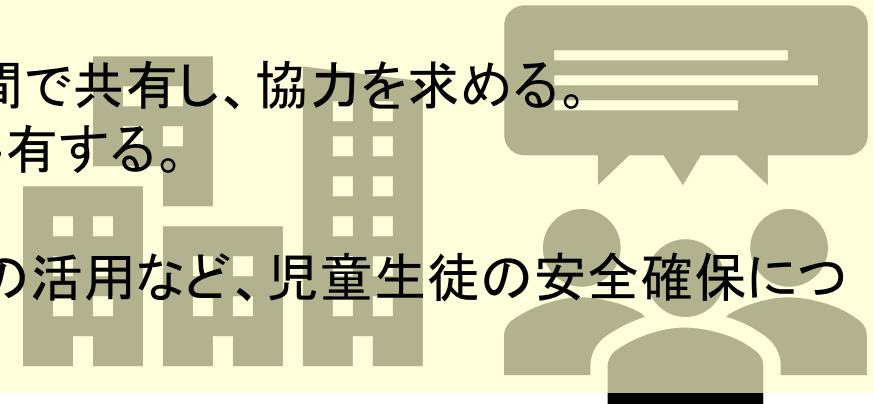
- 地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行う。
- 関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、地域特性等に応じた効果的な安全教育、安全管理を行う。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについて、保護者や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取する。

#### □ 家庭、地域との連携・協働

- 学校の安全教育・安全管理の方針等を保護者や地域住民との間で共有し、協力を求める。
- 家庭も学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有する。

#### □ 地域の住民やボランティア等との連携方策

- 「見守り活動」や「通学路の安全点検」及び「こども110番の家」の活用など、児童生徒の安全確保について、ボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいく。



## Ⅱ-3 組織活動

### 【評価】

#### □ 学校における体制整備

- 校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員が位置付けられているか。
- ヒヤリハット事例の周知等、重大事故防止のための校内研修を実施しているか。
- 警察と連携したさすまた訓練等、不審者侵入に備えた校内研修を実施しているか。
- 校内および近隣学校と情報共有できる体制が整備されているか。 etc

#### □ 家庭・地域・関係機関との連携

- 学校応援団、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んでいるか。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについて、保護者や地域住民、関係機関等から意見・助言を聴取しているか。
- 安全点検や見守り活動等にボランティア等の参画を促し、児童生徒や保護者の視点を加えているか。
- 学校施設が避難所となる場合には、各自治体の防災担当部局等と連携や調整をはかり、協力する体制が構築されているか。 etc